

## 岐阜都市計画汚物処理場の変更理由書(岐阜市決定)

寺田プラントは、昭和46年10月12日に岐阜都市計画汚物処理場として都市計画決定され、昭和47年11月からし尿及び浄化槽汚泥の処理施設として稼働を開始した。

その後、昭和59年7月には、北側出入口部両側の環境整備を図ることを目的とした緩衝帯としての緑地を設置するため、区域を13,000㎡から15,700㎡に拡大する都市計画変更を行い、現在に至っている。

一方、寺田プラントの整備後、公共下水道の供用区域は拡大されてきており、その整備によりし尿の排出量が減少したため、平成17年に市内のし尿については岐阜羽島衛生施設組合し尿処理場一箇所にて処理し、浄化槽汚泥の全量を寺田プラントで処理すべく施設改修を行なった。

この施設改修により、寺田プラントはし尿を取り扱わなくなったことから、稼働施設の面積が約3,800㎡から1,600㎡と施設の規模が大幅に縮小された。また、改修前の稼働時間24時間で最大処理量300㎥/日であったが、改修後の稼働時間は昼間のみ6時間で最大処理量120㎥/日に減少し、平成19年に行われた調査では、臭気等の周辺環境への影響が大幅に低減されたことを確認した。

本市の公共下水道は、今後も順次整備を進めていく予定であり、当プラントが処理する浄化槽汚泥の処理量が増大することは予想されず、昭和59年に環境整備のために緑地と位置づけられた区域(約2,700㎡)の必要性はなくなったため、当該区域を都市計画汚物処理場から除外する都市計画変更を行なうものである。

なお、今回の変更により、都市計画汚物処理場の区域から除外された土地については、岐阜市環境事業部により平成20年1月に策定された、「粗大ゴミ自己搬入施設整備基本計画」に基づき、北西部粗大ゴミ自己搬入施設の建設用地として、市民の利便性の向上のために公有地として有効活用する予定である。